

京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会要項

(平成25年9月10日総長裁定)

- 第1 京都大学に、産学共同実用化促進事業実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 産学共同実用化促進事業の実施体制に関すること。
 - (2) 事業化推進型共同研究の実施、中断等に関すること。
 - (3) 投資事業実施会社の設立及び管理方法に関すること。
 - (4) その他産学共同実用化促進事業の実施に関し必要なこと。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 産官学連携担当の理事（以下「担当理事」という。）
 - (2) 総長が指名する理事及び副学長
 - (3) 部局長 若干名
 - (4) 産官学連携本部長及び副本部長
 - (5) 総務部長、財務部長及び研究国際部長
 - (6) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
 - 3 小委員会の委員は、担当理事が委嘱する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第7 委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第8 委員会に関する事務は、研究国際部産官学連携課において処理する。
- 第9 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年9月10日から実施する。